

産業統計部会の審議状況について  
(農林業センサス) (報告)

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
1 計画の変更 (1) 調査の名称	○調査実施年の西暦の末尾が「0」か「5」かにかかわらず、調査名称を「農林業センサス」に統一	●			・ <b>適当</b> と整理 (調査名称について統計利用者に紛れが生じる懸念を解消するもの)
(2) 調査対象の属性的範囲	○調査対象の属性的範囲から、森林施業計画に従って施業を行う者を削除〔農林業経営体調査票〕	●			・ <b>適当</b> と整理 (関係する制度の廃止に伴うもの)
	○客体候補名簿の見直し〔農林業経営体調査票関連〕	●	●	●	・ <b>第3回部会において引き続き審議</b> (農地の貸し手として重要な自給的農家及び土地持ち非農家が貸している耕地面積について、継続把握が必要。また、農業経営体における新規就農の実態把握の観点から、過去5年間に経営を新たに開始したか否かの継続把握の必要性について再審議) 〔別紙参照〕
(3) 主な調査事項 ＜農林業経営体調査票＞	ア 農業・林業経営における労働力のよりの確な把握				
	①内部労働力を把握する調査事項の追加・変更等	●	●		・ <b>おおむね適当</b> と整理 (報告者負担の抑制にも配慮しつつ、政策ニーズを踏まえた必要なデータの把握・整備を図るもの) ◆ただし、地域農業の核である農家世帯の実態を的確に分析する観点から、「世帯主との続柄」について継続把握が必要 また、個人経営体の世帯員及び団体経営体の構成員の記入欄が不足した場合には、補助票に記載する旨の注釈が必要。
	②外部労働力(常雇い・臨時雇い)のよりの確な把握	●	●		・ <b>おおむね適当</b> と整理 (政策ニーズを踏まえた必要なデータの把握・整備を図るとともに、他の統計との比較可能性の向上等に寄与) ◆ただし、常雇いについて、記入欄が不足した場合には補助票に記載するとともに、従事日数の合計には補助票記載分を含む全員分を記載する旨の注釈が必要
	イ 報告者負担の軽減にも配慮した農業経営における生産基盤のよりの確な把握				
	① 所有土地に関する調査事項の変更		●	●	・ <b>第3回部会において引き続き審議</b> (調査結果の利活用の観点から、経営している田及び畑のうち、過去1年間に何もつくらなかった田・畑の面積の継続把握の必要性について再審議)

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
	②作付け・栽培面積等に関する調査事項の変更		●	●	・第3回部会において引き続き審議 (野菜・果樹類の品目コードについて、漁業センサスを参考に、根菜類・葉菜類等に区分・類型化するなどの工夫余地について再審議)
	ウ 農産物・林産物の販売状況及び農作業・林業作業の受託(請負)に関するよりの確な把握				
	①農産物・林産物の販売金額(売上高)階級区分に係る選択肢の統合・細分化		●	●	・第3回部会において引き続き審議 (調査結果の利活用の観点から、「50～500万円未満」の金額階級区分の細分化及び1億円以上の実額把握等について再審議)
	②農作業・林業作業の受託(請負)料金収入金額階級区分に係る選択肢の統合・細分化		●	●	
	エ 行政ニーズの変化を踏まえた農業経営の特徴的な取組に関する調査事項のよりの確な把握				
	①青色申告の実施状況を把握する調査事項の追加		●		・適当と整理 (政策ニーズを踏まえた必要なデータの把握・整備を図るもの)
	②有機農業に取り組んでいる品目別作付(栽培)面積を把握する調査事項の追加		●	●	・第3回部会において引き続き審議 (審査業務の負担軽減及び調査結果の正確性の確保等の観点から、記入漏れか非該当か判別可能となるような工夫について再審議)
	③農業経営におけるデータの活用状況を把握する調査事項の追加		●	●	・第3回部会において引き続き審議 (報告者の視点から、把握対象とする「データ」の定義や選択肢の注釈の明確化、複数の選択肢への該当可能性について再審議)
	④農業以外の業種からの資本金・出資金の提供状況を把握する調査事項の削除			●	(第3回部会で審議)
	⑤環境への負担を軽減した農産物の栽培状況を把握する調査事項の削除			●	
	オ 環境変化を踏まえた農業生産関連事業に関するよりの確な把握			●	
	カ 林業経営のよりの確な把握			●	
	キ その他、本調査を取り巻く環境変化に対応した調査事項の見直し			●	
<農山村地域調査票(市区町村用)>	①森林面積を把握する調査項目の内訳区分の追加			●	

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
	②旧市区町村別の総土地面積・林野面積を把握する調査項目の削除			●	
<農山村地域調査票（農業集落用）>	①立地条件及び農業集落の概況を把握する調査事項の削除			●	
	②寄り合いの開催と地域活動の実施状況を把握する調査事項の変更			●	
(4) 報告を求めるために用いる方法等	①オンライン調査の全面導入			●	(第3回部会で審議)
	②農山村地域調査票（農業集落用）における郵送調査の導入及び民間事業者の活用			●	
(5) 集計事項	○調査事項の追加・削除等に伴う集計事項の変更			●	
2 前回答申（平成25年8月）における課題への対応	①国勢調査等の情報の活用			●	
	②集落営農組織の進展による農業の生産構造への影響の把握			●	
	③経済センサス-活動調査との連携			●	

※ 第1回（第79回産業統計部会）は平成30年6月1日（金）に、第2回（第82回産業統計部会）は平成30年6月21日（木）に開催。第3回（第85回産業統計部会）は平成30年7月19日（木）に開催予定

2015年ベース(旧)案 一表一

この様式は調査員の方が聞き取りにより記入してください。

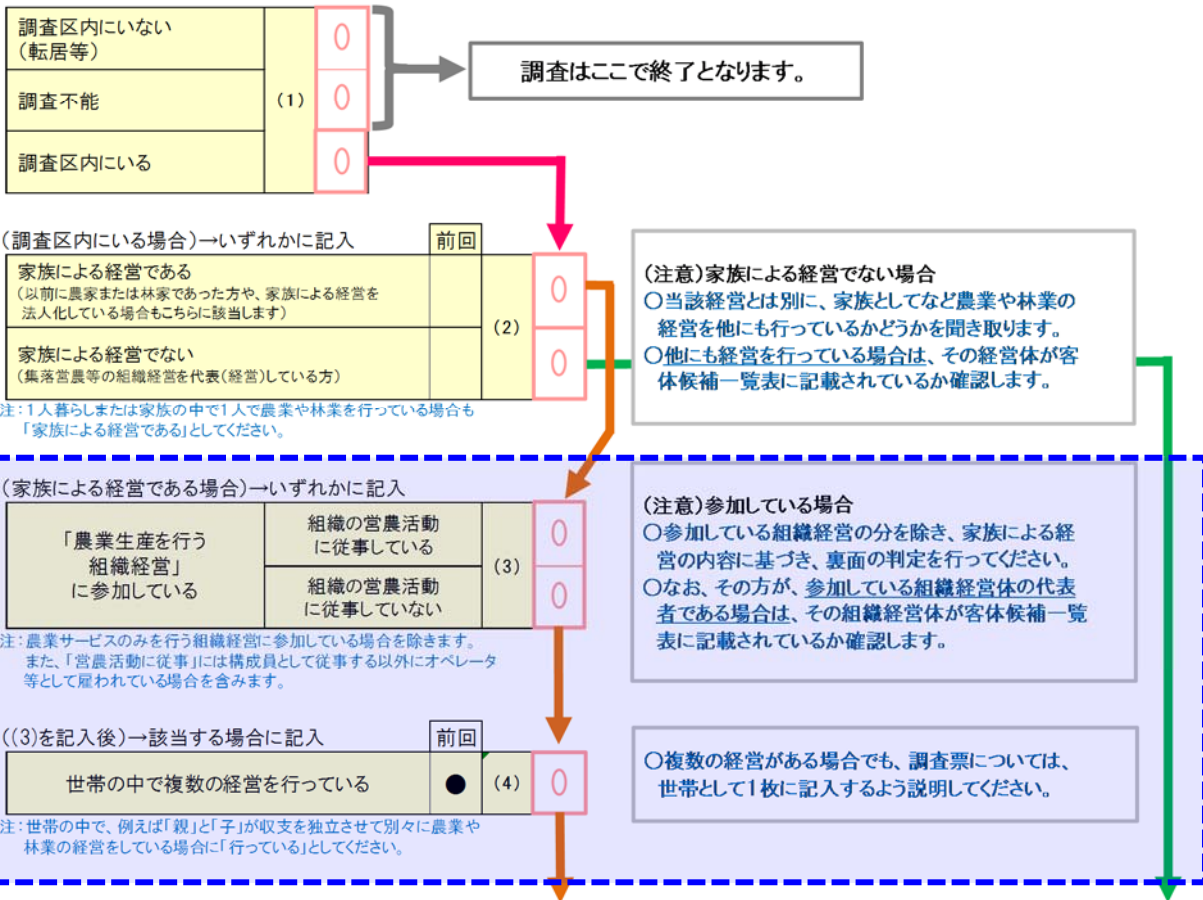
秘

2015年農林業センサス 農林業経営体調査 客体候補名簿

名称	都道府県	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	客体番号
基本指標番号						
修正がある場合→	8	8	8	8	8	8
住所又は所在地	町丁・字・番地・号				ビル・マンション等名(階、号室まで)	
修正がある場合→						
経営体の名称					経営主の氏名(代表者)	
修正がある場合→					修正がある場合→	
郵便番号			-		電話番号	
修正がある場合→	8	8	8	-	8	8

注: 電話番号は、「-」(ハイフン)を除いて市外局番から左づめで記入してください。

調査客体の状況について、いずれかに記入してください。



削

除

当該経営について、引き続き裏面の判定を進めてください。





(5)~(11)で該当するものすべてに記入してください。

		前回		
農業	経営耕地面積が30a以上である	(5)	0	
	右下の表(物的指標)に示す規模以上の経営を営んでいる	(6)	0	
	農作業及び選果選別等の受託(農業サービス)を行っている	(7)	0	
林業	保有山林面積が3ha以上で	過去5年間に育林又は伐採を行っている	(8)	0
		2015年を計画期間に含む「森林施業計画」又は「森林経営計画」を作成している	(9)	0
	委託を受けて造林・保育を行っている	(10)	0	
	委託を受けて又は立木を購入して200m <sup>2</sup> 以上の素材生産を行っている	(11)	0	

いずれにも記入がない場合

いずれかに記入がある場合

学校、試験場などである (いずれかに記入)	該当する	(12)	0
	該当しない		0

「現在の土地に関わる状況」の記入へ

((12)で「該当しない」に記入がある場合)

過去5年間に経営を (いずれかに記入)	新たに開始	(13)	0
	以前から実施		0

**調査票を配布**  
 ・名簿の(2)が「家族による経営である」場合  
 →調査票1ページの「家族経営の方は」に  
 ・名簿の(2)が「家族による経営でない」場合  
 →調査票1ページの「組織経営の方は」に  
**必ず**チェックを記入してください。

削除・変更

現在の土地に関わる状況を記入してください。	前回値	(a)	(ha)	(a)
	(畝)	(町)	(反)	(畝)
所有している面積 (すでに、山林・原野化した耕地は含みません。) (田・畑・樹園地の面積の合計)	(14)	8	8	8
うち、貸している耕地 (1年のうち、1作だけの期間を貸し付け、残りの期間を自らが利用した耕地は除く。)	(15)	8	8	8
うち、耕作を放棄している面積 (過去1年以上作付けしておらず、数年の間に再び作付けする考えのない土地)	(16)	8	8	8
借りている耕地 (1年のうち、1作だけの期間を借り入れ、残りの期間を貸し主が利用した耕地は除く。)	(17)	8	8	8
経営耕地面積((14)-(15)-(16)+(17))	(18)	8	8	8
保有山林面積 (所有している山林のうち、貸している山林を除き、借りている山林を含めた面積)	(19)	8	8	8

表面へ移動

削除

過去1年間の農産物販売金額が (いずれかに記入)	販売なし又は15万円未満	前回	0
	15万円以上50万円未満	(20)	0

調査はここで終了となります。

物的指標

- 露地野菜作付け面積が15a
- 施設野菜栽培面積が350m<sup>2</sup>
- 果樹栽培面積が10a
- 露地花き栽培面積が10a
- 施設花き栽培面積が250m<sup>2</sup>
- 搾乳牛飼養頭数が1頭
- 肥育牛飼養頭数が1頭
- 豚飼養頭数が15頭
- 採卵鶏飼養羽数が150羽
- プロイラー年間出荷羽数が1,000羽
- その他調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円に相当する事業の規模

No.



2020年ベース（新）案 一裏一

(4)～(10)で該当するものすべてに記入してください。

		前回	
農業	経営耕地面積が30a以上である		(4) 0
	右下の表(物的指標)に示す規模以上の経営を営んでいる		(5) 0
	農作業及び選果選別等の受託(農業サービス)を行っている		(6) 0
林業	保有山林面積が3ha以上で	過去5年間に育林又は伐採を行っている	(7) 0
		2015年を計画期間に含む「森林経営計画」を作成している	(8) 0
	委託を受けて造林・保育を行っている		(9) 0
	委託を受けて又は立木を購入して200m <sup>2</sup> 以上の素材生産を行っている		(10) 0

いずれにも記入がない場合

いずれかに記入がある場合

学校、試験場などである (いずれかに記入)	該当する		0
	該当しない	(11)	0

「現在の土地に関わる状況」の記入へ

調査票を配布

現在の土地に関わる状況を記入してください。	前回値	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
	(畝)	(ha)	(町)	(反)	(畝)	(畝)	(畝)
所有している面積 (すでに、山林・原野化した耕地は含みません。) (田・畑・樹園地の面積の合計)		(12)	8	8	8	8	8
うち、貸している耕地 (1年のうち、1作だけの期間を貸し付け、残りの期間を自らが利用した耕地は除く。)		(13)	8	8	8	8	8
経営耕地面積		(14)	8	8	8	8	8
保有山林面積 (所有している山林のうち、貸している山林を除き、借りている山林を含めた面積)		(15)	8	8	8	8	8

継続

		前回	
過去1年間の農産物販売金額が (いずれかに記入)	販売なし又は15万円未満		0
	15万円以上50万円未満	(16)	0

調査はここで終了となります。

- 物的指標
- 露地野菜作付け面積が15a
  - 施設野菜栽培面積が350m<sup>2</sup>
  - 果樹栽培面積が10a
  - 露地花き栽培面積が10a
  - 施設花き栽培面積が250m<sup>2</sup>
  - 搾乳牛飼養頭数が1頭
  - 肥育牛飼養頭数が1頭
  - 豚飼養頭数が15頭
  - 採卵鶏飼養羽数が150羽
  - プロイラー年間出荷羽数が1,000羽
  - その他調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円に相当する事業の規模

No.

## 第79回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成30年6月1日（金）14:00～16:15

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩

【専門委員】

鈴木 源太郎（東京農業大学国際食料情報学部国際バイオビジネス学科 教授）

納口 るり子（筑波大学生命環境系 教授）

【審議協力者】

岸本 淳平（公益社団法人日本農業法人協会経営支援課 課長）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：宮川室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 概 要

- 部会の冒頭において、河井部会長が、統計委員会令の規定に基づき、西郷委員を部会長代理に指名した。
- 5月25日開催の第122回統計委員会において諮問された農林業センサスの変更について、諮問時の統計委員会で示された委員の意見を共有した後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモのうち、「調査の名称の変更」、「調査対象の属性的範囲の変更」及び「報告を求める事項」の一部について審議を行った結果、調査実施者において整理の上、次回部会において改めて審議することとされた一部の事項を除き、変更内容については適当と整理された。  
委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）調査対象の属性的範囲の変更

- ・ 2020年調査においても、一定の規模基準に満たない自給的農家等も含めた総農家数や総耕地面積などを把握し、一体的に集計・公表するのか。



- 従前どおり、農業経営体の規模基準に満たない世帯についても、客体候補名簿で把握した情報を基に、別途集計・公表する予定である。ただし、実査事務の効率化等の観点から、客体候補名簿における把握項目を若干スリム化する計画である。
- ・ 経営耕地面積30アール以上、過去1年間の農業生産物の総販売額50万円以上という農業経営体の規模基準は、保持してほしい。新規就農者にとっても、農業経営を永続するための目標として、まずは30アールが一つの目安となっており、この規模基準を引き上げた場合、政策立案上の支障が生じる。
  - ・ 事業や施策への加入要件の中には、30アールより低い基準を設定しているものもあるが、これに合わせて規模基準を引き下げる検討はしたのか。
    - 現在の規模基準は、1990年調査から導入しており、各種施策の対象は当時と大きく変わっていないことから、引き続き、この規模基準を基に自給的農家、販売農家を把握する予定である。
  - ・ 経営耕地面積が10アール以上30アール未満の自給的農家は、農地の提供という役割を担っている層であり、今回、客体候補名簿から「うち、貸している耕地」の項目を削除すると、その情報が得られなくなる。継続して把握する余地はないか。
    - 改めて整理・検討し、次回部会において回答したい。
    - 「うち、貸している耕地」の面積は、借り手から把握する借り受け耕地面積により代替できないのか。
    - 借り手側からも把握はしているが、貸し付け面積と借り受け面積とは、市町村・県単位でも合致しないことから、農地の提供側からの貸し付け耕地面積を把握することは重要である。
  - ・ 客体候補名簿から、過去5年間に経営を新たに開始したか否かを把握する項目を削除する計画であるが、新規就農者の把握に支障は生じないか。また、耕地の貸借は、農業委員会等が保有する業務記録情報から把握する余地はないのか。
    - 新規就農者については、別途、客体候補名簿を整備する段階で、行政記録情報等から把握可能である。また、各市町村の農業委員会における行政記録情報を活用するに当たっては、大きな作業負担が生じることから、検討していない。
    - 当該項目も、結果の利活用上、有用な項目であるため、可能であれば引き続き把握する方向で検討してほしい。
  - ・ 前回調査では、客体候補名簿と調査票を一体的に製本し、表紙の客体候補名簿をシン目で切り離して、調査票を配布する仕様となっていたが、切り取らずに調査票を配布してしまうなど、調査員に混乱を来した事例もあったため、改善してほしい。また、客体候補名簿と調査票とは記入の取扱いが異なることから混乱が生じたことについても、改善を検討してほしい。
    - 意見を踏まえ実施に向けて検討してまいりたい。

- ・ 客体候補名簿は、分析等のために二次的に利用することは可能か。
- 要請があれば、所要の手続きを経た上で、利用可能である。

## (2) 報告を求める事項の変更（農林業経営体調査票の変更）

### ア 内部労働力を把握する調査事項の追加・変更等

- ・ 前回調査では「家族経営」「組織経営」と区分していたが、今回調査で「個人経営」「団体経営」と区分を変更している理由は何か。
- 「家族経営」でも法人化されている「一戸一人」は、「団体経営」に記入することとしているため、新たな名称に切り替え、「個人経営」「団体経営」の区分により整理する計画である。
- ・ 2020年の本調査と、その前年の農業構造動態調査（農林水産省所管の一般統計調査）で把握された個人経営体の各世帯員の「過去1年間のふだんの状況」の状況変化を捉えて新規自営農業就農者を把握するとしているが、照合可能となるよう、調査対象世帯には同一のコードが付与されているのか。
- 今回調査以降、世帯に同一コードを付与する。ただし、農業構造動態調査は、農林業センサスを母集団としているため、両調査間での接続は容易である。
- 調査票上にマッチングキーとなるIDを設けるのか。
- 調査票とは別に、データベースの中で管理する計画である。
- ・ 個人経営体における「各世帯員の世帯主との続柄」を把握する調査項目について、削除を計画しているが、世帯員をパネルデータ化して、農家の非婚率の問題などを分析する上で、支障が生じるのではないか。
- 二世帯経営、三世帯経営という重層世帯が農業経営の強靱性を支えていることの分析を行う上でも、必要な項目である。
- 利活用ニーズを踏まえ、継続把握の可能性について検討してほしい。
- ・ 個人経営体において「家事・育児」をしていた女性が、子供が大きくなってから就農するケースが多いが、これを「新規就農者」に含めない理由は何か。
- 改めて整理・検討し、次回部会において回答したい。
- ・ 個人経営体の「過去1年間のふだんの状況」を把握する調査項目の選択肢「主に他に勤務した」について、例えば、農業法人に勤務した場合とそれ以外に勤務した場合を区分していないが、農業への労働のインプットを把握する上で支障は生じないのか。
- 団体経営体の方で労働力として捉えることから、支障は生じない。
- ・ 個人経営体の集落営農組織への参加状況を把握する項目について、2010年調査では集落営農の中に個別経営の農家が吸収され、農家数が減る事象が生じたように記憶しているが、今回はそのような事象は生じないのか。
- 団体経営体を定義する際に、経営権を集落営農が持っていれば、そこに参加する

者は経営体には該当しない。つまり、農産物の収支決算を団体経営体が一括して行っているかどうかにより、団体経営体、個人経営体のどちらに該当するかを判断しており、その考え方は従前と変わらないため、支障は生じない。

#### イ 外部労働力（常雇い・臨時雇い）のよりの確な把握

- ・ 個人経営体における各世帯員の状況や団体経営体における役員・構成員等の状況、常雇いした人個々の性別及び出生年月を把握する調査項目については、一定の人数分しか記載欄を設けていないが、記載欄は十分か。
  - 農業法人の平均的な従事者数は16人程度、そのうち約3人が役員となっており、当該記載欄には、どのように記載するのか。
  - 経営体全体の1%弱について、記載欄が不足すると想定しているが、その場合は、補助票に記載してもらう計画である。
  - 常雇いしている人の性別及び出生年月を記載する欄が4人分しかない一方、その下に設けられた農業又は農業生産関連事業への「従事日数の合計」の項目については、補助票に記載される者の分も含めて記載することとしており、報告者にとって分かりにくい構成となっていることから、調査票への注記・誘導などが必要ではないか。
- ・ 外国人労働者（研修生、技能実習生）は、どのような取扱いとなるのか。研修生については、臨時雇いにも含まれないのか。
  - 技能実習生も、雇用契約を結んで就農している場合は常雇い、研修期間中の場合は臨時雇いとして記入対象となる。
- ・ 常雇いの出生年月を把握する項目において、年齢的にみて、「大正」に該当する者は想定されないのではないか。

## 6 次回予定

次回部会は、平成30年6月21日（木）10時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

また、本日の部会の結果については、6月29日（金）に開催予定の第123回統計委員会において、河井部会長から報告することとされた。

（以 上）